

(別記)

令和５年度結城市農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

本市は、関東平野のほぼ中央、茨城県の西北端に位置し、東は鬼怒川、西は栃木県小山市に接しており、茨城県の西の玄関口となっている。市域面積 6,576ha 中 3,638ha が農地であり、田 1,249ha、畑 2,389ha となっている。市域は、標高 20m～40m のゆるやかな台地上に広がっており、北部市街地には中世城下町を偲ばせる豊かな歴史的文化的遺産を有し、南部地域では、肥沃な土壌と比較的温暖な気候を生かした米や野菜、畜産を中心とする農業が営まれている。

農業は、農産物の自由化や後継者不足など厳しい状況にあるが、首都圏への農産物供給地として果たす役割は大きく、米、野菜、果樹、畜産など、都市近郊型の多彩な農業を展開していく必要がある。

2 高収益作物の導入や転作作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

本市では、飼料用米の作付けが増加傾向にあり、今後も推進し作付け面積の拡大を図り、各取組に対し助成を行う。

○ 適地適作の推進

- ・地域の実情に応じた作物である未成熟トウモロコシ、ハクサイ、レタス等を中心に主食用米からの転換を推進する。

○ 収益性・付加価値の向上

- ・地域振興作物である高収益作物においては、市場と連携した加工業務用向け販売や契約取引の拡大を推進するとともに、コンテナ出荷や肥料・薬剤費削減のための低コスト資材を活用することでコストを減らし収益性の確保へと繋げる。

○ 新たな市場・需要の開拓

- ・海外に店舗を拡大している企業と連携をとり、ハクサイを輸出しており、今後も規模が拡大される見込みのため、低コスト技術の取組や農地の集積等を支援する。
- ・高収益作物を集出荷業者、加工業者と連携をとり、加工用に出荷しており、今後も販路拡大を促進し、低コスト技術の取組や農地の集積等を支援する。

○ 生産・流通コストの低減

- ・新規需要米の 9 割以上が生産性向上の取組を実施しており、今後も低コスト生産技術の導入、新規需要米推進地区を中心とした農地の集積、作付けの団地化を支援する。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

新規需要米推進地区において、担い手による農地の集積・集約化が進み、飼料用米、WCS 用稲の作付けが増加しており、今後も農地中間管理事業と連携し、活用を図る。

○ 地域の実情に応じた農地の在り方

- ・新規需要米推進地区では、新規需要米の推進を図り、水田として活用する。本市の南

部地域では、新規需要米の他に、野菜等の高収益作物の面積も増加傾向にあり、農地の集積状況等も踏まえながら、畑地化も検討する。

- 地域の実情に応じた作物・管理方法等の選択
 - ・ 地域の振興作物として作付けの多い高収益作物においては、省力的な管理を行うための機械化を定着させ、肥料・薬剤費削減のための低コスト資材の導入を図る。
- 地域におけるブロックローテーション体系の構築
 - ・ 水稻、大豆、麦に取り組んでいる農家を中心に、ブロックローテーションに取り組、収量の向上、農薬使用量削減を図る。そのために、担い手への耕地の集積、団地化による作業の効率化を支援する。
- 水田の利用状況の点検方針・点検結果を踏まえた対応方針
 - ・ 高収益作物（野菜）を中心に、畑作物のみ生産し続けている水田がないか、今後も水稻作に活用される見込みがないかを現地確認等の点検をしつつ、担い手による農地の集積や団地化を推進し、併せて畑地化支援を推進する。
 - ・ 地権者や耕作者等の関係者と連携を図り、理解を得たうえで、畑地化支援を推進する。

4 作物ごとの取組方針等

水陸田面積 1,860ha の内、稲作 739ha、転作 1,121ha（不作付地を含む）について、適地適作を基本として、産地交付金を有効に活用しながら、作物生産の維持・拡大を図る。

（１）主食用米

本市では、多様な需要に対応した米づくりが要請されていることから、需要動向に即した、良質米の安定栽培技術の確立と品質の向上に努める。

具体的には適期田植など基本５技術の励行による高品質米生産運動や熟期の異なる品種の導入による作期分散、適切な施肥の徹底、大規模経営による低コスト・省力栽培の導入を図り、買ってもらえる米づくりを推進する。

（２）備蓄米

市場等の状況を注視し、状況に対応した取組を図る。

（３）非主食用米

ア 飼料用米

湿田や不作付地における転作作物として飼料用米の作付けを推進し、食料自給力向上を図る。また、生産者と実需者のマッチングを強化する等生産体制の整備についても積極的に取り組む。畜産農家との耕畜連携の強化、団地化の推進に取り組むとともに病虫害対策に対しても支援を行う。

イ 米粉用米

湿田や不作付地における転作作物として米粉用米の作付けを推進し、食料自給力向上を図る。また、生産者と実需者のマッチングを強化する等生産体制の整備についても積極的に取り組み、病虫害対策に対しても支援を行う。

ウ 新市場開拓用米

国内の主食用米の需要が減少する中、海外への輸出は増加している。安心安全で高品質な主食用米の生産に努める。また、病虫害対策に対しても支援を行う。

エ WCS 用稲

米粉用米同様に湿田や不作付地における転作作物として、稲発酵粗飼料用稲（WCS）の作付けを推進し、食料自給力向上を図る。また、生産者と実需者のマッチングを強化する等生産体制の整備についても積極的に取り組む。畜産農家との耕畜連携の強化、団地化の推進に取り組むとともに病虫害対策に対しても支援を行う。

オ 加工用米

加工用米は、日本の伝統食材である米菓、味噌などの原料となり実需者の要望も高いことから、さらに栽培面積の拡大に努める。

（４）麦、大豆、飼料作物

麦類は、基本技術の徹底による品質の均一化を図り、実需者のニーズに即した良質麦の生産に努める。また、担い手や集団生産の農地利用集積による、作付け拡大や機械の効率的利用によりコスト低減に努める。さらに二毛作による水田の活用を促進する。

大豆は、水田利用効率を上げるため、麦などとの組み合わせによる栽培を積極的に推進するとともに実需者ニーズに即した、優良品種の作付けや、土づくり等、基本技術の徹底により、品質向上と生産安定に努める。また、担い手や集団生産の利用集積とともに、団地化・集団化を進め、作付け拡大や機械化一貫体系による省力化・低コスト化を図る。

飼料作物は、畜産農家においても、自給飼料の増産が望まれていることから、耕種農家との契約栽培を推進し、生産拡大を進め、二毛作による水田の活用を促進する。

（５）そば、なたね

そばは、湿害に弱いことから、排水条件がよい水田に作付を行うなど、適地栽培を推進する。また、地域の実需者（そば屋など）との契約に基づき、現行の栽培面積を維持する。さらに二毛作による水田の活用を促進する。

（６）地力増進作物

地力増進作物はすき込みによる作土への有機物の供給とともに、より深い土層を改良する効果が期待できる。持続的な農業生産に向け、地力増進作物の作付による「土づくり」に取り組むことが重要であり、特に地力の低下した農地において、次期作の収量向上を図る取組として作付を推進する。また高収益作物等の生産拡大を図るため、地力増進作物（イタリアンライグラス、ソルガム、エンバク、地力用トウモロコシ、れんげ、マリーゴールド、クローバー、クロタラリア、すき込み麦、セスバニア、ヘアリーベッチ、地力用ひまわり、チャガラシ、ライ麦）を植栽、すき込みを行い、地力回復や連作障害回避として、当年度、または次年度の作付につなげられるようにする。なお、地力増進作物を作付した次期作耕作物は、原則主食用米以外の作物を作付するものとする。

（７）高収益作物

野菜は、首都圏への農産物供給地として果たす役割が大きいことから、未成熟トウモロコシ・ハクサイ・レタス・ネギなどを中心に地域の振興作物として作付の拡大を図る。

花き・花木は、植木・切り花（バラなど）・鉢物などを中心として地域の振興作物として推進する。

果樹は、販売先も確立されていることから、梨・ぶどうを中心に地域の振興作物として推進する。

その他、芝も地域の振興作物として推進する。

5 作物ごとの作付予定面積等	～	8 産地交付金の活用方法の明細
-----------------------	---	------------------------

別紙のとおり

※ 農業再生協議会の構成員一覧（会員名簿）を添付してください。

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の作付予定面積等		令和5年度の作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	754	0	739	0	739	0
備蓄米	0	0	0	0	0	0
飼料用米	273	0	282	0	282	0
米粉用米	1	0	0	0	0	0
新市場開拓用米	0	0	0	0	0	0
WCS用稲	48	0	47	0	47	0
加工用米	2	0	2	0	2	0
麦	150	140	154	143	154	143
大豆	33	0	37	0	37	0
飼料作物	2	0	1	0	1	0
・子実用とうもろこし	0	0	0	0	0	0
そば	1	1	2	0	2	0
なたね	0	0	0	0	0	0
地力増進作物	25	0	26	2	26	2
高収益作物	294	0	331	0	331	0
・野菜	289	0	326	0	326	0
・花き・花木	2	0	2	0	2	0
・果樹	2	0	2	0	2	0
・その他の高収益作物	1	0	1	0	1	0
その他	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0
畑地化	0	0	0	0	0	0

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	使途名	目標	前年度（実績）	目標値
1	麦、そば、飼料作物（二毛作）	麦・そば・飼料作物（二毛作）	麦・そば・飼料作物（二毛作の取組面積の拡大）	（令和４年度） 140ha	（令和５年度） 143ha （令和６年度） 145ha
2	飼料用米、WC S用稲、飼料作物（基幹作物）	わら利用・資源循環（耕畜連携）	耕畜連携の取組面積の拡大	（令和４年度） 76ha	（令和５年度） 80ha （令和６年度） 80ha
3	新規需要米（飼料用米、WC S用稲）基幹作のみ	新規需要米団地形成加算	新規需要米団地形成面積の拡大	（令和４年度） 141ha	（令和５年度） 145ha （令和６年度） 146ha
4	飼料用米、米粉用米、WC S用稲、新市場開拓用米	新規需要米加算	新規需要米取組面積の拡大	（令和４年度） 322ha	（令和５年度） 329ha （令和６年度） 330ha
5	飼料用米、米粉用米、WC S用稲、新市場開拓用米	新規需要米の病害虫対策への助成	箱処理剤使用面積の拡大	（令和４年度） 316ha	（令和５年度） 320ha （令和６年度） 330ha
6-1	高収益作物（別紙１のとおり）	高収益作物助成	高収益作物助成（基幹作のみ）の面積拡大	（令和４年度） 294ha	（令和５年度） 331ha （令和６年度） 333ha
6-2	高収益作物（別紙１のとおり）	高収益作物助成	高収益作物助成（基幹作のみ）の面積拡大		

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は３年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名:茨城県

協議会名:結城市農業再生協議会

整理 番号	使 途 ※1	作 期 等 ※2	単 価 (円/10a)	対 象 作 物 ※3	取組要件等 ※4
1	麦・そば・飼料作物(二毛作)	2	9,800	麦、そば、飼料作物(二毛作)	出荷業者と播種前契約を締結し二毛作として作付
2	わら利用・資源循環(耕畜連携)	3	2,400	飼料用米、WCS用稲、飼料作物	利用供給協定書の締結、自家利用計画を策定。粗飼料生産水田への堆肥散布等。飼料用米は生産性向上の取組を行うこと
3	新規需要米団地形成加算	1	1,600	新規需要米(飼料用米、WCS用稲)	新規需要米推進地区において4ha以上圃場を集積し区分管理方式で作付。飼料用米は生産性向上の取組を行うこと
4	新規需要米加算	1	3,300	飼料用米、米粉用米、WCS用稲、新市場開拓用米	出荷販売を行い、WCS用稲は専用品種を導入、飼料用米は生産性向上の取組を行うこと
5	新規需要米の病虫害対策への助成	1	1,000	飼料用米、米粉用米、WCS用稲、新市場開拓用米	出荷販売を行い、ヒメトビウンカ対策箱処理剤を使用、飼料用米は生産性向上の取組を行うこと
6-1	高収益作物助成	1	6,000	高収益作物(野菜・花き・花木、果樹、その他)	収穫販売を行う。作付面積に応じて支援
6-2		1	4,600		

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。

(別紙 1)高収益作物支援の交付対象作物

- ※ 同一のほ場で、同一年度内に複数回栽培した場合は、そのうち1回を本助成の対象にする。
二毛作で作付けされたものを除く。
- ※ 助成対象となる作物は、令和5年度(令和5年4月～令和6年3月)産のものとする。

品目	交付単価	備考
野菜	R5 6,000円/10a	<u>山菜類，きのこ類，ハーブ類を含む野菜全般</u>
	R5 4,600円/10a	<u>かんぴょう</u>
花き・花木	R5 4,600円/10a	鉢物類，花壇用苗物，種苗類を含む花き・花木全般 <u>※ R 5 年度が生育期間に当たる場合は，次年度以降に販売を行うことを目的に必要なに応じて適切な肥培管理等を行うことを条件に助成対象とする。</u> <u>※ 種苗類等生産した農家自らが需要者として使用する場合は，販売伝票等の代わりに「その他使用状況が分かる帳簿等」を備えておくことで助成対象とする。</u>
果樹	R5 4,600円/10a	<u>果樹全般</u> ＊助成対象期間を新植から3年間とし，4年目以降について，助成対象としない。 ただし，同ほ場にて新植，改植，品種の一举更新を行った年度から新たに1年目として数えることができることとする。 また，21年度の産地確立計画において，果樹に対して助成期間を定めており，令和3年度が助成最終年度になっている場合，当該水田の果樹は助成対象としない。
その他	R5 6,000円/10a	小豆，いんげん
	R5 4,600円/10a	芝